

青森県報

第三千九百五十四号

平成二十七年
二月六日
(金曜日)

目次

告 示

特定行為業務の登録.....	(高 齢 福 祉 課).....	一
保安林の指定予定.....	(保 險 課).....	一
保安林の指定解除予定.....	(林 政 課).....	一
公共測量の終了.....	(監 理 課).....	二
右 同.....	(同).....	二
公 告		
大規模小売店舗の新設に関する届出.....	(商 工 政 策 課).....	二
建設業者の許可の取消し.....	(中 南 地 域 局).....	四
右 同.....	(県 民 局).....	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任.....	(上 北 地 域 局).....	四
公安委員会		
交通誘導警備業務に係る検定合格者の配置路線の認定.....	(企 画 課).....	五
交通誘導警備業務に係る検定合格者の配置路線の認定の廃止.....	(同).....	八

告

示

青森県告示第七十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

011001 1011	平成 二七・二・一	社会福祉 法人新生 会	住所 上北郡東 浦町大字 北沢六の 一ノ大沢	事業所 名称 上北療護 園生活介 護センタ ー	業務開始 年月日 平成 二七・二・一	備考 生活介護
----------------	--------------	-------------------	------------------------------------	--	-----------------------------	------------

青森県告示第七十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
黒石市大字大川原字大鉄沢三九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第八十号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

弘前市大字高岡字獅子沢一二八の二一二

二 保安林として指定された目的

風致の保存

三 保安林を解除しようとする理由

公共施設用地とするため

青森県告示第八十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

板柳町

二 測量の種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 測量の期間

平成二十六年五月三十一日から同年十二月二十五日まで

四 測量の地域

北津軽郡板柳町大字板柳地内外

青森県告示第八十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

藤崎町

二 測量の種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 測量の期間

平成二十六年六月三十日から同年十二月二十五日まで

四 測量の地域

南津軽郡藤崎町内の一部

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ東青森店・キクヤマメガネ県病通店

青森市東造道三丁目二一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

1 紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

2 和田正浩

青森市東造道三丁目五の一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

2 株式会社キクヤマメガネ

青森市新町二丁目一の一七

代表取締役 羽田和弘

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年九月二十二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四四四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四六台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一七七・七七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三一・三九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 紅屋商事株式会社

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時

(二) 株式会社キクヤマメガネ

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一) 荷さばき施設

午前六時から午後九時まで

(二) 荷さばき施設

午後十一時三十分から午前八時まで

八 届出年月日

平成二十七年一月二十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小野商事運輸
- 二 代表者の氏名 小野 智史
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字川部字富岡一の一九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第二〇〇四九五号
- 五 取消年月日 平成二十七年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 石、鋼構造物、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年一月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社営繕工業
- 二 代表者の氏名 小川 アイ

- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字沢田字篠田地一八の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇一八一号
- 五 取消年月日 平成二十七年一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

建設業者の許可

取消しの原因となった事実
平成二十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年二月六日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	野田 誠一	上北郡東北町大字上野字上野八五の一	平成 二六・三・三就任
"	蛭名 竹美	"	"
"	蛭名 重則	"	"
"	和田 正義	旭北一丁目六五七	"
"	蛭名 政美	大字上野字上野六七の一	"
"	野田 政克	"	"
"	蛭名 賢一	"	"

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十二号

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条の表の六の項の上欄の規定による青森県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年二月六日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

天間 啓次	蛸名 忠次郎	沼田 操	附田 進	蛸名 重則	蛸名 秋良	蛸名 政美	和田 正義	蛸名 賢一	野田 誠一	野田 政克	山田 己之吉	蛸名 喜幸	沼田 操	附田 進	天間 啓次	蛸名 秋良
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一	三	三	三	三	三	三
字新堤向三八の	大字上野字上野四一の二	東北町大字大浦字沼端一五の一	七戸町字二ツ森家ノ後八の二	三六	二	大字上野字上野六七の一	旭北一丁目六五七	一三七	八五の一	大字上野字上野一三二の一	旭北一丁目三一の五一八	大字上野字上野五一	大字大浦字沼端一五の一	七戸町字二ツ森家ノ後八の二	東北町大字上野字上野四一の二	字新堤向三八の
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

二六・三〇退任

国道屏風山内真部線	全域	区 間
国道八戸階上線	全域	
国道四五四号	青森県の全域	
国道三九四号	全域	
国道三四〇号	青森県の全域	
国道三三九号	全域	
国道三三八号	青森県の全域	
国道二八〇号	青森県の全域	
国道二七九号	青森県の全域	
国道一〇四号	青森県の全域	
国道一〇三号	青森県の全域	
国道一〇二号	青森県の全域	
国道一〇一号	青森県の全域	
国道四五号	青森県の全域	
国道七号	青森県の全域	
国道四号	青森県の全域	

県道浪岡藤崎線	全域
県道薬研佐井線	全域
県道下北停車場線	全域

青森県公安委員会告示第十三号

平成十八年九月二十九日付け青森県公安委員会告示第九十七号（交通誘導警備業務に係る検定合格者の配置路線の認定）は、平成二十七年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年二月六日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭